ぎふしん資金集中管理サービス利用申込書

岐阜信用金庫御中

令和 年 月 日

本サービスを申込みます。 おところ 〒 フリガナ おなまえ おはまえ	本申込書に記載の利用規定を確認の上、	店名		
フリガナ おなまえ お は	本サービスを申込みます。	支店番号	お客様番号	
おなまえ 届 け	おところ 〒			
			,	届

ぎふしん資金集中管理サービス規定

1. 規定の準用

ぎふしん資金集中管理サービス(以下「本サービス」といいます。)はぎふしんパルサービスの 付加サービスとし、利用にあたってはぎふしんパルサービス・パルミニサービス規定(以下「パル規定」といいます。)を準用します。

2. 使用端末

本サービスの利用は、パル規定にかかわらず、あらかじめ当金庫に届出た電話番号の端末に限ります。

3. 振込または振替の受付

本サービスは、パル規定にかかわらず、当金庫で受信した暗証番号および端末の電話番号が、当金庫とあらかじめ取り決めた暗証番号および端末の電話番号と一致した場合に、当金庫は送信者を依頼人とみなします。

4. 手数料

本サービス利用期間中は、毎月当金庫の店頭に備え付けの「手数料のご案内」に記載の手数料を支払ってください。

本サービス手数料の支払口座はぎふしんパルサービス申込書の手数料支払口座とします。

5. 免責事項

本サービスの利用にあたり、当金庫以外の金融機関(以下「他行」といいます。)のシステムの変更等当金庫の責に帰すべからざる事由によって取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

6. 他行のサービスの利用

申込者が他行に保有する預金口座にかかる本サービスの利用については、申込者が他行と締結した利用契約の規定に従うものとし、この場合当金庫は、申込者と他行との利用契約の内容もしくは、その変更、改訂等につき責任を負いません。

7. 解約

本サービスは、パル規定によるぎふしんパルサービスの解約によって解約されるものとします。

- 8. 規定の変更
 - (1) このサービス規定は、民法 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、本規定の各条項および利用方法その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、同法 548 条の 4 の定型約款の変更の規定に基づいて変更できるものとします。
 - (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1ヵ月以上の期間を経過した日から適用されるものとします。

 (本部)
 (営業店)

 検 印 マスタ登録印 お申込印照合印
 検 印 受付印